

4. 常勤弁護士に関する業務



4-1 平成27年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行っている常勤弁護士の役割は、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士の役割が非常に大きいと考え、取組の充実化を図ってきた。平成27年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化したほか、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士から1対1でノウハウなどの個別指導を受ける実地研修などを行った。

今後も、司法ソーシャルワークの拡充に向けて、様々な取組を行っていく予定である。

(3) 鰯ヶ沢地域事務所の設置

法テラスでは、司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士が0名又は1名しかいないなどの一定の基準（「4-5 司法過疎地域事務所の設置」参照）を満たす地域への事務所設置に取り組んでおり、平成27年7月には、青森県西津軽郡鰯ヶ沢町に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を配置した。これは、鰯ヶ沢簡易裁判所の管轄区域に弁護士が当時0名であったこと、青森地方裁判所五所川原支部とも距離があって移動が困難なことなどを勘案した結果である。

鰯ヶ沢地域事務所は35か所目の司法過疎地域事務所である（資料4-1番号53から87）。

(4) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組を開始しており、平成27年度もこの取組を継続した。

平成27年度は、岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、東松島市、福島県相馬市、南相馬市に派遣し、自治体の施策に対する法的アドバイスなどを行った。

4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼すること」に困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士などに法律事務を取り扱わせること」である（綜合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるなどの業務を行っている。

4-3 常勤弁護士の配置

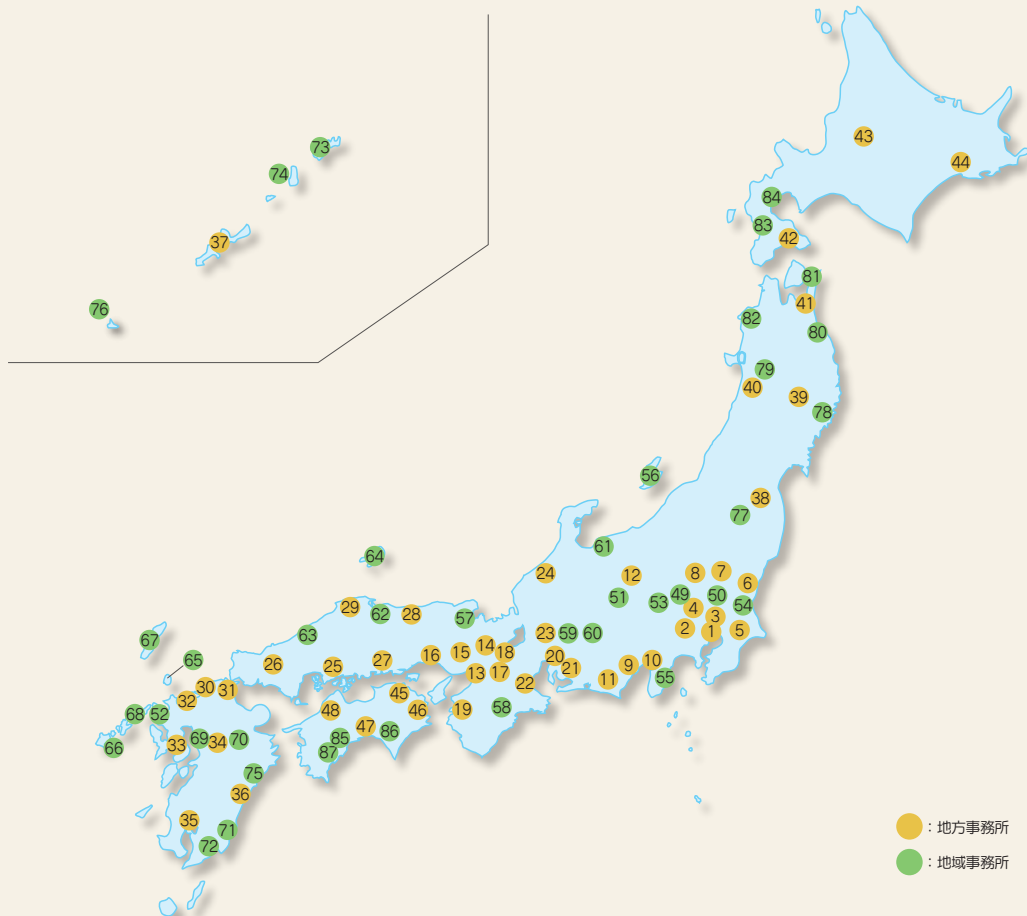
(1) 配置

常勤弁護士は、平成28年3月31日現在、合計250名となり、資料4-1のとおり、合計87か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、39か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）



地方事務所（41か所）・支部（7か所）					地域事務所(39か所)						
1	東京地方事務所	27	25	広島地方事務所	3	49	熊谷地域事務所	3	69	雲仙地域事務所	1
2	東京地方事務所多摩支部	6	26	山口地方事務所	4	50	下妻地域事務所	2	70	高森地域事務所	1
3	埼玉地方事務所	10	27	岡山地方事務所	1	51	松本地域事務所	1	71	鹿屋地域事務所	2
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28	鳥取地方事務所	1	52	佐世保地域事務所	2	72	指宿地域事務所	1
5	千葉地方事務所	7	29	島根地方事務所	2	53	秩父地域事務所	3	73	奄美地域事務所	1
6	茨城地方事務所	3	30	福岡地方事務所	5	54	牛久地域事務所	2	74	徳之島地域事務所	2
7	栃木地方事務所	1	31	福岡地方事務所北九州支部	4	55	下田地域事務所	2	75	延岡地域事務所	1
8	群馬地方事務所	2	32	佐賀地方事務所	1	56	佐渡地域事務所	1	76	宮古島地域事務所	2
9	静岡地方事務所	5	33	長崎地方事務所	2	57	福知山地域事務所	1	77	会津若松地域事務所	1
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34	熊本地方事務所	4	58	南和地域事務所	2	78	宮古地域事務所	1
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35	鹿児島地方事務所	1	59	可児地域事務所	3	79	鹿角地域事務所	1
12	長野地方事務所	1	36	宮崎地方事務所	4	60	中津川地域事務所	1	80	八戸地域事務所	2
13	大阪地方事務所	8	37	沖縄地方事務所	5	61	魚津地域事務所	2	81	むつ地域事務所	1
14	京都地方事務所	4	38	福島地方事務所	2	62	倉吉地域事務所	1	82	鰐ヶ沢地域事務所	1
15	兵庫地方事務所	2	39	岩手地方事務所	1	63	浜田地域事務所	2	83	江差地域事務所	2
16	兵庫地方事務所阪神支部	4	40	秋田地方事務所	2	64	西郷地域事務所	2	84	八雲地域事務所	2
17	奈良地方事務所	2	41	青森地方事務所	2	65	吉岐地域事務所	1	85	須崎地域事務所	2
18	滋賀地方事務所	5	42	函館地方事務所	2	66	五島地域事務所	1	86	安芸地域事務所	2
19	和歌山地方事務所	2	43	旭川地方事務所	1	67	対馬地域事務所	1	87	中村地域事務所	1
20	愛知地方事務所	2	44	釧路地方事務所	3	68	平戸地域事務所	1			
21	愛知地方事務所三河支部	4	45	香川地方事務所	5						
22	三重地方事務所	4	46	徳島地方事務所	1						
23	岐阜地方事務所	4	47	高知地方事務所	2						
24	福井地方事務所	1	48	愛媛地方事務所	3						

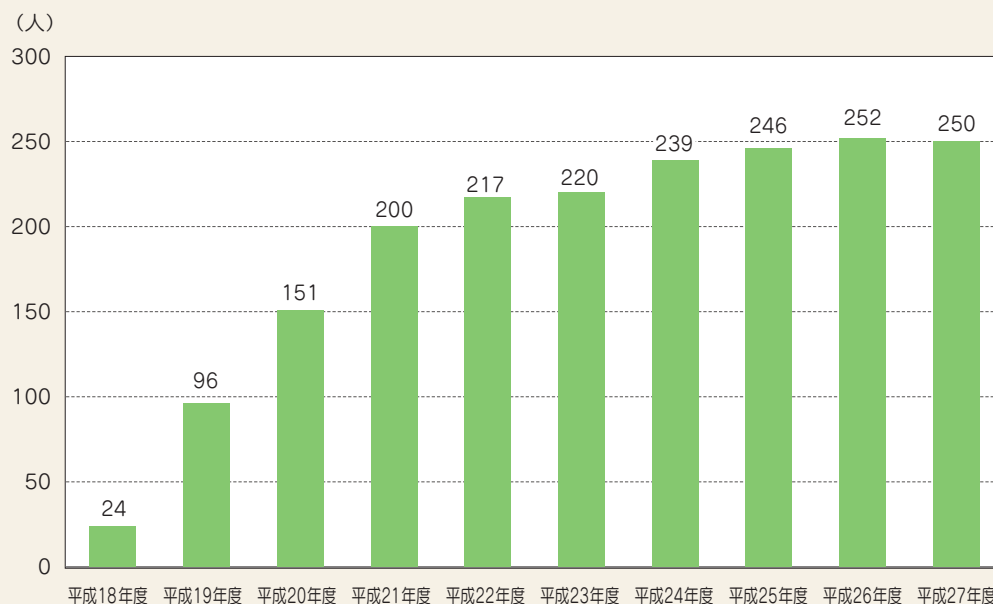
※熊谷、下妻、松本、佐世保
地域事務所については扶助・

増員配置

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

■ 増員配置
■ 新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施するものである。

この制度により、平成27年度は28名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所は、全国に85か所あり、地方事務所・支部に併設されている事務所が46か所、地域事務所として設置されている事務所が39か所となっている。

各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1名から17名の常勤弁護士が常駐しており、全国で合計222名の常勤弁護士が配置されている（数字はいずれも平成28年3月31日現在）。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項などを配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報などに関する説明会を実施している。平成27年度には、合計10回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士などの業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

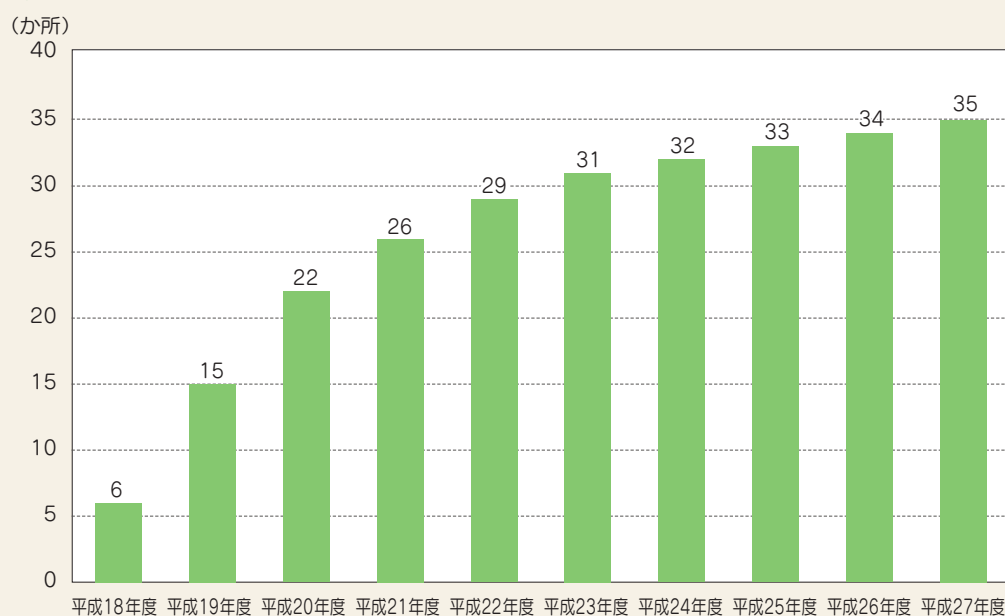
4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また単位弁護士会・地方自治体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

10年を振り返って

法テラス浜田法律事務所の開所から10年目を迎えて

島根地方事務所法テラス浜田法律事務所 事務局 齋藤 弥生

島根県西部の浜田市にある法テラス浜田法律事務所は、平成19年10月に開所した司法過疎地域事務所です。のどごろなど新鮮でおいしい魚が豊富で、日本海に沈む夕日がとても美しいところです。

スタッフ弁護士1人と、スタッフ弁護士を補助する事務局員である私の計2人体制で業務を始めた当初は、事務所を訪れる相談者はまだ多くありませんでしたが、徐々に地域に根付いていき、1年後には、スタッフ弁護士が外出中などで、私が電話対応をしていると、別の電話がひっきりなしに鳴り響くという状況になることが何度もあるほどになりました。当時は、債務整理の相談が多かったので、過払金の引き直し計算と消費者金融からの電話対応に忙殺される日々でした。

開所と同時に採用された私も、今年で勤務開始から10年を迎えます。お客様から“スタッフ弁護士が良い人だと聞いた”“〇〇先生にお礼を言いたい”とお声をいただくと、この仕事をやっていて良かったなと思います。

今後も、忙しく飛び回っているスタッフ弁護士の仕事が少しでもスムーズに進むようにサポートをしていきたいと思っています。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修である。

また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修などを実施している。

イ その他の研修

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、自治体や福祉機関に潜在する法的需要を把握し、併せてそうした関係機関との連携促進を図るため、常勤弁護士を職員として社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人グロー）などに派遣し、外部研修を受けさせている。平成27年度に常勤弁護士に対して実施した実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成27年11月20日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、司法ソーシャルワーク入門、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方、情報セキュリティ管理、赴任手続 等
平成28年1月14日～15日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等業務の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援について、ビジネスマナー、電話・来客対応、常勤弁護士の職務、業務上の情報管理について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
平成27年7月16日～17日 平成28年2月18日～19日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理 等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成27年4月24日 平成27年9月10日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置づけ 等
平成27年5月29日 平成27年11月6日	【裁判員裁判専門研修】 尋問の戦略と技術、最終弁論、否認事件における弁護戦略と技術 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成27年8月6日～7日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難についてー精神分析と精神医学の視点、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション 等
平成27年10月8日～9日	【民事業務研修】 労働事件対応、DV事件対応、受任判断、事務所のマネジメント、刑務所対応 等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月10日～11日	【A Bブロック合同】 民事事件の法律相談技術（スタッフ弁護士であることを踏まえて）、責任能力が問題となる刑事事件への対処法及び具体的事例の解説 等
平成27年11月27日	出入国管理行政、退去強制手続の基本的知識、少年院における教育プログラムや出所後支援の基本的知識、常勤弁護士の抱える問題事案・問題意識の共有 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月10日～11日	【A Bブロック合同】 民事事件の法律相談技術（スタッフ弁護士であることを踏まえて）、責任能力が問題となる刑事事件への対処法及び具体的事例の解説 等
平成27年10月23日～24日	刑事弁護における福祉機関との連携事例報告、精神保健福祉士の職務内容、障害者支援のあり方、刑事弁護において精神保健福祉士にできること 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年5月12日	性暴力被害者の支援に当たっての留意点、ワンストップ支援センターの概要 等
平成27年8月28日	京都医療少年院教育部門統括専門官（分類保護、社会復帰支援）による講義「少年支援の現状と今後の課題」 等
平成27年12月11日	後見事件の基本的な理解、被後見人等の意思決定支援のあり方について 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月16日	医療観察法、入管の退去強制手続、破産管財（免責不許可がある事案）、法務省保護局における研修内容、少年事件から学ぶ当事者への対応、法テラス三河法律事務所の状況、中部ブロック常勤弁護士間の経験交流 等
平成27年7月1日	損害賠償命令、支払保証委託を利用して仮差押決定を得たものの本案で敗訴した際の手続き等について、少年事件、裁判員裁判事例報告 等
平成27年12月4日	トレーニートレーナー研修報告、火災保険金請求事件について、人前で話す時のこと、訴訟能力を欠くことを理由とする訴訟棄却判決に対する検察官控訴事件について、成年後見と自己破産 等
平成28年3月16日	法廷外での弁護活動～罪を犯した人の更正について、講演についての検討会 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年7月23日	法テラス事務所と後見業務拡大の可能性、福祉関係機関とのあり方について、DV事案における共同受任案件 等
平成27年11月11日	司法と福祉の連携事例・連携方法について～福祉職の目線から、司法と福祉の連携～後見事務について事務局の目線から、刑事弁護における司法と福祉との連携事例・連携方法について～福祉職の目線から 等
平成27年12月1日～2日	マリッジカウンセリングゆりはま見学、子供のための面会交流～F P I C活動の現場から、倉吉病院見学、弁護士と医療福祉との連携について 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年7月23日～24日	司法ソーシャルワークの推進のために～高齢者の総合相談を担う地域包括支援センターの役割とは～福祉職の立場から弁護士に期待すること、精神科医療の基礎、精神保健福祉法の概要と精神保健当番弁護士制度 等
平成28年2月19日	各地からの事例報告、パネルディスカッション～家事事件における調停委員と調査官の関わり及び代理人弁護士のあり方について 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成27年5月22日～23日	コールセンター業務に関する講話、コールセンター見学及びコールセンタースタッフの体験談、常勤弁護士意見交換（受任を迷うとき、事務所の活動報告）等
平成27年10月30日～31日	発達障害の概要及び「あおいそら」の業務に関する講話、常勤弁護士の経験交流・意見交換について等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年5月15日～16日	常勤弁護士からの活動報告及び意見交換、民事・刑事事件における証拠収集方法（設例検討を含む）、児童虐待等の基本的知識やケース対応・関係機関との連携方法
平成27年11月6日～7日	各常勤弁護士による活動報告及び意見交換（不動産明渡請求事件における留意点、重大事件で勾留請求時に勾留場所を争った事例、債務整理、高齢者虐待防止ケース会議での対処方法）、刑事事件に関する座談会、殺意否認の一事例（刑事弁護）、婚姻費用請求、不貞慰謝料請求等の事例研究（民事事件）等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士を室長・主任研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどを室長・専門員などとして任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修を実施するとともに、アンケートなどを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理などを行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士などがアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。

10年を振り返って

日本型パブリックディフェンダーズオフィス

法テラス沖縄法律事務所 スタッフ弁護士 釜井 景介

経歴：平成 3年 4月 裁判官任官
平成18年 4月採用 財務会計課長
平成19年10月 法テラス沖縄法律事務所配属

裁判官任官後3年目の平成5年に米国に留学した際、パブリックディフェンダーズオフィス（国選弁護事件を専門的に担当する公設事務所）を訪問した。所長弁護士以下、多数の弁護士やスタッフを抱える大事務所である。被疑者らの権利を守ることが市民の権利を守ることにつながると刑事弁護の意義を熱く語っていた所長のことがとても印象に残っている。日本に同様の制度ができれば、そのスタッフになりたいと思った。

それから十数年。法テラスのスタッフ弁護士が生まれた。スタッフ弁護士は、日本型パブリックディフェンダーにもなり得る。私自身、スタッフ弁護士になった平成19年からこれまで専門的に刑事事件を担当してきた。

今や法テラス沖縄法律事務所は、スタッフ弁護士4人を擁し、専門性の点で、裁判所や検察庁に負けない刑事専門法律事務所であると自負している。最近では、沖縄全体のレベルアップを目指し、勉強会を開催したり、ジュディケア若手弁護士と裁判員裁判を担当したりしている。これからも、依頼者の話を謙虚に聞き、個々の事件に丁寧に取り組んでいくとともに、弁護士会の活動にも積極的に参加していきたい。それがスタッフ弁護士のプレゼンスを高めることにもなる。

ベンチには弁護士が控えています！

法テラス東京法律事務所 スタッフ弁護士 近岡 美由紀

経歴：平成22年 2月採用 法テラス下田（静岡）法律事務所配属
平成24年10月 法テラス東京法律事務所配属

「初回協議に入れますか？」

高齢親子が心中未遂で救急搬送。母に認知症、息子に鬱病が判明。請求書の束もあったという。詳細不明の段階から呼んでもらえるのは、対応チームへのベンチ入りが認められた身の引き締まる瞬間です。回復した2人の元に、発見した隣人、駆けつけた民生委員、対応した地域包括支援センターの社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、弁護士が集まり、退院に向け協議します。2人の希望を元に、医療の手配、介護保険申請、日々の見守り、債務整理と後見申立など、メンバーの分担と段取りを確認。初めて人に悩みを打ち明けた息子も、ただ「助けてもらう」のではなく生活再建に取り組むチームの重要な一員です。

単なる法的処理でない「生活に即した支援」を実感します。

福祉の世界で発展してきた「ソーシャルワーク」。問題解決のための社会資源に弁護士も加えてもらおうというのが「司法ソーシャルワーク」の動きです。

福祉制度の発展や支援機関の連携によってセーフティネットが広がる中、まだネットの網目からこぼれ落ちる人がいます。弁護士の動きがその隙間を埋める一助となれるのです。

ソーシャルワークに弁護士の関与が当たり前になれば「司法」の文字は自然に外れることでしょう。それが私の目標です。

10年を振り返って

司法過疎地域から社会福祉法人、そして被災地へ

法テラス熊本法律事務所 スタッフ弁護士 森田 了導

経歴：平成24年 6月採用 法テラス八雲（函館）法律事務所配属

平成27年 4月 社会福祉法人南高愛隣会に研修派遣

平成28年 1月 法テラス熊本法律事務所配属

私の最初の赴任地は、北海道の八雲町という司法過疎地域であり、高齢者・障害者の方の弁護をする中で福祉との連携が欠かせないと実感するようになりました。

平成27年4月から、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会に研修派遣され、罪を犯した障害者・高齢者の方に対する福祉的支援の現場に接する機会を得ました。

とくに印象に残っているのは、罪を重ねて刑務所を出たり入ったりしている70代の高齢者で戸籍を持っていないという方のことでした。この方は、おそらく戦争の混乱から戸籍が登録されないまま、結婚もできず、住民票もないという生活を余儀なくされてきた方で、一見、快活な方でしたが、その言葉の端々には社会に対する複雑な思いと寂しさがあるような気がしました。

ご本人の希望もあって、法テラス長崎のスタッフ弁護士と連携して戸籍を取得する準備を進めることになり、平成28年7月、無事就籍が認められたと聞いています。

熊本では、研修の成果を踏まえ、司法と福祉の連携を推進していきたいと意気込んでいましたが、4月に熊本地震が発生。今は、被災地での法律相談等に関わりながら、自分の経験をどう生かせるのか、模索しています。